**草の根・人間の安全保障無償資金協力**

**申請要領**

2024年1 月

 在グアテマラ日本国大使館

１ 重要事項

1. **重点分野は教育・保健・衛生です。**近年は、教育分野（特に学校建設・改修）における支援を実施しています。
2. **供与限度額は１０００万円です。但し、大使館は次の費用を負担できません：**
	1. ＩＶＡ（消費税）
	2. 調査費用
	3. 団体及びプロジェクトの運営管理費
	4. 団体及びプロジェクトの運営管理に係る人件費
	5. プロジェクト承認後に発生した追加費用
	6. 銀行手数料
	7. 郵送料　等
3. **プロジェクト実施期間は、最大 1 年間です。**
4. **申請者**：非政府組織（NGO）のうち、過去２年以上に渡り実態的な団体活動を継続し（プロジェクト実施を含む）、健全な財務状況にあることが求められます。ただし、個人、企業、私立学校、公的機関は申請者にはなれず、すべての申請書類が整っていない場合は受付をしたことになりません。
5. プロジェクト実施：
* 申請者（／被供与団体（プロジェクトが承認された場合））がプロジェクトの責任者となります。
* 大使館への申請額が３００万円を超える場合は、**外部会計監査を行う必要**があります（大使館への申請額 へ外部監査費を含めることは可能）。プロジェクト開始前に監査会社との契約をする必要があり、監査内容は 以下の点を含める必要があります。

①財務記録（収入、直接経費、案件に係る運営関係経費等）

②事実関係（供与資機材の調達・納入状況、利用状況等）

③【建設プロジェクトの場合】建設監査（建設状況等）

④案件サイトの視察（報告書に写真を添付）

* プロジェクトが承認された場合、申請者（／被供与団体）は以下を遵守してください：
	1. **プロジェクト実施に使用する銀行口座を大使館が指定する銀行に開設すること**
	2. **プロジェクト完了を保証する保険に加入すること**

２ 申請書類

プロジェクトの申請には、以下の書類を提出してください。提出される書類については、大使館へ提出後はどのような請求があっても返却はしません。そのためオリジナルの書類を保存し、大使館へはコピーを提出するようお勧めします。

1. 申請用紙（別紙１)
2. プロジェクト企画書(背景、現状、写真、地図、設計図、予算計画等)
3. 草の根費用対象（建設会社、外部会計監査会社等）の見積各々３社分（見積額、企業名、見積日が必要） ※外部会計監査会社に関しては、会計部分と建設部分の監査ができることが条件（分けて依頼も可）
4. 法的代表者命名を証明する書類
5. 法的代表者の身分証明書（ＤＰＩ又はパスポート）写し
6. 支援実施先の土地登記録および存在証明のための書類（電気・水道代の支払い領収書等）
7. 【建設プロジェクトの場合】建設場所が斜面に位置する場合、敷地調査結果の写し
8. 被供与団体によるコミットメント・レター（以下の内容を含む）
	* 責任を持ってプロジェクトを完了させ、適切な維持・管理を行うこと
	* 地元コミュニティが賛成・協力（単純労働力の提供等）を得ていること
	* IVA（消費税）を被供与団体が負担すること
	* 追加費用及び銀行手数料が発生した場合、被供与団体が負担すること
	* 【建設プロジェクトの場合】 すべての法律および規則を遵守し、建設プロジェクトに関わるすべての人々のために安全上の措置を講じながら建設を実施すること
	* 【機材の購入を伴うプロジェクトの場合】 当該機材の所属先および設置場所、その数量を明示すること
9. 関係政府機関（学校建設であれば教育省）によるプロジェクト許可・支持レター
10. 関係地方自治体および ＣＯＣＯＤＥ のプロジェクト許可・支持レター
11. 【学校建設の場合】 学校および保護者会によるプロジェクト許可・支持を示し、以下の内容を約束するレター
	* 学校の規模拡大に伴い、教職員の新規雇用が必要となる場合、地域の行政機関または教育省が右に係る人件費を負担する約束をした旨を明記すること
	* 建設または（／且つ）改修された学校の維持管理は、独自資金を使用して実施すること
	* 建設または（／且つ）改修された学校および設置された教室用家具(プロジェクトで設置された場合)を適切に使用すること
	* 建設または（／且つ）改修された学校および教室用家具の用途を変更するとき、右変更を在グアテマラ日本国大使館へ報告すること
12. 大使館が要請する追加資料（追加資料が必要な場合は、大使館から申請者へ個別に連絡をする）

※なお、当草の根・人間の安全保障無償資金協力申請要領は事前予告なく変更される可能性があります。

３　申請の受付

申請書類提出締切日：2024年3月26日（火）締め切り

申請書類提出方法：以下のいずれかでの応募。

1. 在グアテマラ日本大使館草の根問い合わせメール　apc2@gt.mofa.go.jp　宛てに送付
2. 在グアテマラ日本大使館窓口へ提出、もしくは郵送（右料金は自己負担となります。）

４ 問い合わせ先

在グアテマラ日本国大使館 開発協力班

住所：Avenida Reforma 16-85, zona 10, Edificio Torre Internacional, Nivel 10, Ciudad de Guatemala

E-mail: apc2@gt.mofa.go.jp

電話番号：+502-2382-7300

申請書類チェックシート

* 申請用紙（別紙１)
* プロジェクト企画書(背景、現状、写真、地図、設計図、予算計画等)
* 草の根費用対象（建設会社、監査会社等）の見積各々３社分（見積額、企業名、見積日が必要）
* 法的代表者命名を証明する書類
* 法的代表者の身分証明書（ＤＰＩ又はパスポート）写し
* 支援実施先の土地登記録および存在証明のための書類（電気・水道代の支払い領収書等）
* 【建設プロジェクトの場合】建設場所が斜面に位置する場合、敷地調査結果の写し
* 被供与団体によるコミットメント・レター（以下の内容を含む）
	+ 責任を持ってプロジェクトを完了させ、適切な維持・管理を行うこと
	+ 地元コミュニティが賛成・協力（単純労働力の提供等）を得ていること
	+ IVA（消費税）を被供与団体が負担すること
	+ 追加費用及び銀行手数料が発生した場合、被供与団体が負担すること
	+ 【建設プロジェクトの場合】 すべての法律および規則を遵守し、建設プロイジェクトに関わるすべての人々のために安全上の措置を講じながら建設を実施すること
	+ 【機材の購入を伴うプロジェクトの場合】 当該機材の所属先および設置場所、その数量を明示すること
* 関係政府機関（学校建設であれば教育省）によるプロジェクト許可・支持レター
* 関係地方自治体および ＣＯＣＯＤＥ のプロジェクト許可・支持レター
* 【学校建設の場合】 学校および保護者会によるプロジェクト許可・支持を示し、以下の内容を約束するレター
	+ 学校の規模拡大に伴い、教職員の新規雇用が必要となる場合、地域の行政機関または教育省が右に係る人件費を負担する約束をした旨を明記すること
	+ 建設または（／且つ）改修された学校の維持管理は、独自資金を使用して実施すること
	+ 建設または（／且つ）改修された学校および設置された教室用家具(プロジェクトで設置された場合)を適切に使用すること
	+ 建設または（／且つ）改修された学校および教室用家具の用途を変更するとき、右変更を在グアテマラ日本国大使館へ報告すること
* 大使館が要請する追加資料（追加資料が必要な場合は、大使館から申請者へ個別に連絡をする）